

大規模事故災害対策計画の主な修正内容（案）

大規模事故災害対策計画での修正
 地震災害対策計画も含めた修正
 地震災害、風水害等対策計画も含めた修正

区 分	主 な 内 容	本文該当箇所 ----- 検証名等
1 災害予防計画 (1) 情報の収集・伝達体制の整備	<p align="center">安否情報の収集・提供システムの整備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町は、県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築される予定の安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討することを記載。 	第 2 編 3 章 1 節 J R 検証
(2) 災害応急活動体制の整備	<p align="center">県における市町派遣要員の事前指定【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害発生時に必要に応じて市町（災害対策本部及び発災現場）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等に当たる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与することを記載。 <p align="center">平常時からの防災・救助機関間の連携強化【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町及びその他防災関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、以下のことを実施し、連携強化に努めることを記載。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 平時からの定例的な情報交換の場づくり ・ 現地調整所の設置を想定した訓練の実施等 〕 <p align="center">住民・事業所等の平常時からの備えの充実【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や企業（事業所）等は、連携強化のため以下の点に努めることを記載。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 研修や訓練の実施 ・ 防災協力協定等の締結 等 〕 市町は、自主防災組織や企業（事業所）等の上記取り組みの促進を図ることを記載。 	第 2 編 3 章 2 節 J R 検証 第 2 編 3 章 2 節 J R 検証 第 2 編 3 章 2 節 J R 検証

<p>(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p>	<p align="center">機動性のある医療チーム(兵庫県版DMAT)の整備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム(兵庫県版DMAT)として、県地域防災計画で新たに位置づけ、その派遣要請や運用方法を定めることを記載。 ・ 県は、兵庫県版DMATの派遣要請運用方法を定めることを記載。 ・ 県は、兵庫県版DMATに対し、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備することを記載。 ・ 県は、兵庫県版としてDMATの特別な訓練を実施することを記載。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p align="center">DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 ・ 兵庫県版DMATは、日本DMATが概ね48時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。 </div>	<p>第2編3章 3節 ・ JR検証 ・ 復興検証</p>
	<p align="center">医療チーム全体の指揮系統の整備【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害拠点病院の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱することを記載。 ・ 災害医療コーディネーターは、初動時に院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに災害医療現場における各救護班に対する指導権限を持つ方向で役割を明確にすることを記載。 	<p>第2編3章 3節 ・ JR検証</p>
	<p align="center">がれき救助訓練施設の活用【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町等は、県広域防災センター「がれき救助訓練施設」を整備・活用してレスキューや医療チームの育成を図ることを記載。 	<p>第2編3章 3節 JR検証</p>

<p>2 災害応急 対策計画 (1) 情報の収 集・伝達</p>	<p><u>神戸空港開港に伴う措置【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸空港の開港に伴い、同空港及びその周辺における航空機事故に係る情報の収集、伝達や応急対策の主な流れを新たに記載。 	<p>第3編2章 1節 その他</p>
<p>(2) 防災関係 機関等との 連携促進</p>	<p><u>現地における連携体制の強化【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部及び事業者等は、災害発生時に、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営することを記載。 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部及び事業者等は、災害現場における協議調整の場として現地調整所を設けることを記載。 現地調整所には、関係機関の現場の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にすることを記載。 現地調整所では、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開することを記載。 <p><u>現地調整所等における支援チームの配置【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、必要に応じて関係市町と連携して、情報収集、記録、広報等、現地調整所等の円滑な運営を支援するための要員を派遣することを記載。 <p><u>事故現場の周辺市町が講じるべき対策【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県や事故発生地在市町は、事故現場の周辺市町等との情報共有に努めることを記載。 周辺市町は、必要に応じて、事故現場を管轄する市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生現場の市町との連携強化に努めることを記載。 周辺市町は、必要に応じて、負傷者及び遺族支援策として、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたることを記載。 	<p>第3編2章 4節 JR検証</p> <p>第3編2章 4節 JR検証</p> <p>第3編2章 4節 JR検証</p>

<p>(3) 救護・救 援活動等の 実施</p>	<p><u>災害拠点病院の救護班派遣の基準の整備【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害拠点病院、日本赤十字社について、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることを記載。 ・ 災害拠点病院は、派遣先については県又は災害医療センターと調整することを記載。 	<p>第3編3章 1節 JR検証</p>
<p>(4) こころの ケア対策の 実施</p>	<p><u>病院と健康福祉事務所（保健所）との連携【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関及び健康福祉事務所（保健所）は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努めることを記載。 	<p>第3編3章 3節 JR検証</p>
<p>(5) 災害情報 の提供と相 談活動の実 施</p>	<p><u>救出状況に係る適切な情報提供【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努めることを記載。 <p><u>安否確認等の窓口の設置【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部は、必要に応じ、行方不明者相談所を開設するなど、被害者の家族等に対して安否情報の提供に努めることを記載。 ・ 医療機関は、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の家族等の受入窓口や待合室を設けて、患者の健康状況等に係る情報を提供する等の対応に努めることを記載。 ・ 航空運送事業者や鉄道事業者は、被害者の家族等に対して安否情報を提供するため、相談窓口等を設けて対応することを記載。 ・ 航空運送業者、鉄道事業者、道路管理者及び空港管理者、消防機関、警察本部、医療機関、県及び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努めることを記載。 ・ 県、市町における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図ることを記載。 	<p>第3編3章 7節 JR検証</p> <p>第3編3章 7節 JR検証</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 県、市町は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努めることを記載。	
--	--	--